



しくは移転することはできません。

10. 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改定、公権力による処分・命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエビデミック・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
11. 本契約に関して疑義が生じた場合、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
12. 本契約に基づき生じた請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合は、時効により消滅します。
13. 本契約について当事者間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。
14. 本契約が締結または終了した場合であっても、第4条「保証」、第5条「特許権、著作権侵害に関する損害賠償責任」、第6条「責任の制限」、第10条「反社会的勢力の排除」、第11条8項「輸出許可」、第11条9項「権利義務の譲渡」、第11条13項「紛争の解決」は有効に存続します。
15. 本契約の解釈は日本国法に準拠します。

**補足説明:**注文书および注文书記載分の説明

・「保証サービスの種類」欄の表示は、次のサービスを意味します。

- (1) ICS(セドパック):NI+C 集積によるサービスセンターでの修理または取替(サービス提供時間は製造者修理受付センター所定の営業時間)
- (2) IOS(オイト):機械設置場所でのNI+Cによる修理または取替(サービス提供時間は週7日、1日当たり24時間、修理または取替の可否はNI+Cが選択したサービスを提供します。)
- (3) CSU:機械設置場所でのお客様による取替

・「注」欄の番号は、それぞれ次のことを意味します。

- (1) 「カスタム・セット・アップ」が適用される機械
- (2) 「RPMIS」(Returned Parts MES)となる型式変更または機構
- (3) 「代替内部コード」(対象機械) (「コード」は、「対象機械」について、NI+C 所定の仕様書により定められた記憶容量、プロセッサのエイ数など仕様上の資源量の範囲内においてのみ使用できるものとします。なお、「対象機械」の型式変更等の場合、新たな機器の追加取り外しに代え、NI+C による「コード」の変更のみにより対応することがあります。)
- (4) 「アッパー」または装置構成部、5. 取り外されてNI+Cの所有となる機構

(2020.06.19) A01-01-4A